

仙台市水道局発注工事における建設副産物リサイクルガイドライン

(平成16年3月17日給水部長決裁)

第1 目的

このガイドラインは、仙台市水道局発注工事における建設副産物適正処理推進要綱（平成16年3月17日水道事業管理者決裁）第33条及び仙台市水道局発注工事における建設副産物適正処理推進に関する設計積算要領（平成16年3月17日給水部長決裁）第12条の規定に基づき、仙台市水道局が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）の各執行段階における建設副産物のリサイクルをするため必要な業務の実施について定めるものとする。

第1-1 定義

このガイドラインにおいて、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 ケーキ改良土の利用 仙台市水道局所管の浄水場から発生する浄水ケーキを原材料としたケーキ改良土を、仙台市水道局が発注する工事で利用することをいう。
- 2 リサイクル 仙台市水道局が発注する工事で、建設副産物をリサイクルすること及びケーキ改良土を利用することをいう。

第2 実施事項

1 実施体制

発注工事の各執行段階におけるリサイクルに資する業務は発注者が行い、リサイクルの効果的実施に向けた検討・調整等の総括は計画課技術管理係が行うものとし、その実施体制の充実を図る。

2 リサイクル計画書等の取りまとめ

発注者は、リサイクルの推進状況を把握し、リサイクルの効果的実施に向けた検討や調整を行うため、以下の資料を取りまとめる。

(1) リサイクル計画書

ア 目的

発注工事に伴う建設副産物の発生、減量化、再資源化等及びケーキ改良土の利用の検討・調整状況を把握する。

イ 作成資料及び作成者

リサイクル計画書は、建設資材の利用量、建設副産物の搬出量などが算出された以下のいずれかの段階において作成すること。

- (ア) 概略設計又は予備設計（営繕工事にあつては、基本設計）の段階においてはリサイクル計画書（概略設計・予備設計）（様式1）を、また詳細設計（営繕工事にあつては、実施設計）の段階においてはリサイクル計画書（詳細設計）（様式2）を、発注者が作成する。

設計業務を委託する場合は、当該設計業務の受注者等に対し、リサイクル計画書の作成を設計図書により指示する。

※記載例

設計業務の条件（建設副産物対策）

受注者は、設計にあたって建設副産物の発生抑制・再利用の促進・適正処理及びケーキ改良土の利用の徹底について検討を行い、設計に反映させるものとし、その成果として別添のリサイクル計画書を作成するものとする。

- (イ) 工事の設計図書の作成段階においては、リサイクル計画書（積算段階）（様式3）を、発注者が作成する。

(2) リサイクル阻害要因説明書

ア 目的

発注工事に伴い発生する建設副産物でリサイクル計画書に記載したもののリサイクル率が別表第1に定める達成基準値に達しない場合に、その原因等を把握する。

イ 作成時期、作成資料及び作成者

- (ア) 工事発注の積算段階において、再資源化・縮減率が別表第1に定める達成基準値に達しない場合には、リサイクル阻害要因説明書（様式4）を発注者が作成する。

- (イ) 発注工事完成の段階において、再資源化・縮減率の実績が積算段階と比較して10%以上下がった場合には、リサイクル阻害要因説明書（様式4）を発注者が作成する。

(3) 再生資源利用計画書・再生資源利用実施書及び再生資源利用促進計画書・再生資源利用促進実施書

ア 目的

発注工事におけるリサイクルの実施状況を把握する。

イ 作成時期及び作成者

発注工事に着手する段階で、受注者は、当該発注工事が再生資材を搬入する場合にあっては再生資源利用計画書を、建設副産物を搬出する場合にあっては再生資源利用促進計画書を、それぞれ建設副産物情報交換システム等により作成し、発注者に提出する。

発注工事が完了した段階で、受注者は、当該発注工事が再生資材を搬入する場合にあっては再生資源利用実施書を、建設副産物を搬出する場合にあっては再生資源利用促進実施書を、それぞれ建設副産物情報交換システム等により作成し、発注者に提出する。

発注者はこれらの書類の提出を設計図書に明記するとともに、受注者に対してその提出を指示する。

※記載例

建設副産物

受注者は、工事に着手しようとする場合には、建設副産物情報交換システム等により再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

受注者は、工事完成後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物情報交換システム等により作成し、発注者に提出するものとする。

3 リサイクルの効果的実施に向けた検討・調整等

発注者は、リサイクルの効果的実施に向け、以下のとおり、各段階ごとに検討・調整等を行う。

- (1) 2(1)イ(ア)及び2(1)イ(イ)のリサイクル計画書の作成時点

ア 建設発生土については、公共工事土量調査等を積極的に活用し、他の行政機関の発注する工事を含め、工期等の調整を図ることにより、建設資材として利用することに努める。

イ 検討・調整に際しては、必要に応じて他の行政機関から意見聴取を行う。

ウ 登録型ストックヤードの活用により、当該発注工事における建設発生土の有効利用を図る。

いずれの段階もリサイクルの実施が十分に達成されるまで検討・調整を行う。

(2) 工事完了時点

ア 発注者は、受注者から提出された再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書等を確認する。

イ 発注者は、3(2)アの再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書が提出された対象工事件名の一覧を、2(2)イ(ア)及び2(2)イ(イ)の場合に作成されたりサイクル阻害要因説明書とともに、計画課技術管理係に提出する。

第3 工事の変更

工事内容を変更する際には、変更の内容及び工事の進捗状況に応じ、必要な段階から改めてこのガイドラインに定める業務を実施する。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成16年4月1日から実施する。
- 2 このガイドラインの規定は、平成16年4月1日以降に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成17年7月11日から実施する。
- 2 この改正は、平成17年7月11日以降に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日に実施する。
- 2 この改正は、平成28年4月1日以降に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日改正）

- 1 この改正は、平成31年4月1日に実施する。
- 2 この改正は、平成31年4月1日以降に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月20日改正）

- 1 この改正は、令和2年5月1日に実施する。
- 2 このガイドラインの規定は、令和2年5月1日以降に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月29日改正）

(実施時期)

- 1 この改正は、令和3年4月1日より実施する。

(経過措置)

- 2 このガイドラインの規定は、令和3年4月1日以後に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月28日改正）

(実施時期)

- 1 この改正は、令和4年5月1日より実施する。

(経過措置)

- 2 このガイドラインの規定は、令和4年5月1日以後に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則（令和7年9月30日改正）

(実施時期)

- 1 この改正は、令和7年10月1日より実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、令和7年10月1日以後に策定又は改定した仙台市単価等を用いて予定価格を算出した工事から適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

別表第 1 発注工事に伴い発生する建設副産物の再資源化・縮減率の達成基準値

対象品目		<u>達成基準値</u>
・ アスファルト・コンクリート塊 ・ コンクリート塊	再資源化率	<u>99%</u>
		<u>99%</u>
・ 建設発生木材 ・ 建設汚泥	再資源化・縮減率	<u>97%</u>
		95%以上
・ 建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下
・ <u>建設廃棄物全体</u>	<u>再資源化・縮減率</u>	<u>98%以上</u>
・ <u>建設発生土</u>	<u>有効利用率</u>	<u>80%以上</u>

(達成基準値：令和 2 年 9 月国土交通省策定 リサイクル推進計画 2020 参照)

※達成基準値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・ 建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

- ・ 建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

- ・ 全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

- ・ 建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合